



ねんきんだより

令和7年2月号
No. 141



主な項目

- 源泉徴収票について (P2)
- マイナポータルと連携した年金に係る確定申告のご案内 (P7)

年金課問い合わせ先

- ・ Eメールアドレス S9000063@section.metro.tokyo.jp
- ・ 年金課コールセンター 0570-03-4165 【ナビダイヤル】



東京都職員共済組合



(この「ねんきんだより」は一年間保存していただくと便利です。)

源泉徴収票について

年金課 年金給付担当

「令和6年分 公的年金等の源泉徴収票」をお送りしました

源泉徴収票を送付する方（発送日 令和7年1月9日）

「退職」または「老齢」を給付事由とする年金を受給されている方

源泉徴収票を送付しない方

「障害」または「遺族」を給付事由とする年金を受給されている方（非課税のため）

「在職中」などで令和6年中に年金の支給がなかった方

令和6年分 公的年金等の源泉徴収票<見本>

支 受 け る 者		住所又は 居 所	182-0022 東京都 調布市 国領町*-*-*		氏 名	シヰユキユウケンシヤ シロウ	年金番号	8596*****				
		氏 名	受給権者 四郎		生年月日	月	大	昭	平	年	月	日
						*				20	03	03
区 分		支 払 金 額		源 泉 徴 収 税 額								
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分				円								
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分		*****		円		*****						
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分												
所得税法第203条の3第7号適用分												
全 人		控除対象扶養親族の数		16歳未満の 扶養親族の数		障害者の数		障害者の 別		社会保険料の金額		
* 専業主婦	専業主婦	一般老人	特定老人	その他	障害者	障害者	障害者	障害者	障害者	障害者	障害者	
源泉控除対象配偶者		控除対象扶養親族		16歳未満の扶養親族								
(フリガナ) 氏 名		(フリガナ) 氏 名		(フリガナ) 氏 名								
(フリガナ) 氏 名		(フリガナ) 氏 名		(フリガナ) 氏 名								
(フリガナ) 氏 名		(フリガナ) 氏 名		(フリガナ) 氏 名								
(フリガナ) 氏 名		(フリガナ) 氏 名		(フリガナ) 氏 名								
支 払 者		法人番号		2700150005742								
		所 在 地		東京都新宿区西新宿二丁目8番1号								
		名 称		東京都職員共済社台		電 話 番 号		0570-03-4165【ナビダイヤル】				

(摘要) 源泉徴収時所得税減税控除済額 21,359円 控除外額 8,641円

定額減税に関して、実際に所得税額から控除した減税額及び控除しきれなかった金額を、記載しています。

「源泉徴収時所得減税控除済額 X,XXX円」→ 令和6年中に減税された所得税額

「控除外額 X,XXX円」→ 控除しきれなかった金額

※減税額が、年金から源泉徴収する所得税額を上回り、控除しきれない金額がある場合、各市区町村で行われる給付措置を受けられる場合があります。

詳しくはお住まいの市区町村にお問い合わせください。

この「令和6年分 公的年金等の源泉徴収票」は、所得税の確定申告を行う際に必要ですので、大切に保管してください。

源泉徴収票に関するよくある質問

Q1 源泉徴収票を紛失してしまいました。再発行はできますか。

A1 可能です。お電話またはメールで再発行をご依頼ください。

※ 源泉徴収票の発送後は、電話が大変混み合います。

メールでの再発行依頼にご協力ください

(右側の QR コードをスマートフォンで読み込むとメールアドレスの入力が省略できます。)

また、メールには以下内容をご記入いただけますようお願いいたします。

・受給権者番号又は基礎年金番号 ・氏名 ・生年月日 ・連絡先

(登録されているご本人様の住所以外の住所に送付することができません)



Q2 源泉徴収票に記載された金額は、いつからいつまでに支払われたものですか。

A2 令和 6 年 2 月の定期支給期分から令和 6 年 12 月の定期支給期分までの支払金額となります。令和 6 年の途中から年金の支給が開始となった方は、その開始となった月から令和 6 年 12 月の定期支給期分までの支払金額となります。

Q3 令和 6 年 10 月頃に提出した扶養親族等申告書と申告内容が異なっているのはなぜですか。

A3 令和 6 年 10 月頃にご提出いただいたのは「令和 7 年分扶養親族等申告書」です。今回お送りした「令和 6 年分公的年金等の源泉徴収票」は、令和 5 年 10 月頃に提出いただいた「令和 6 年分扶養親族等申告書」の申告内容に基づき作成しています。

Q4 源泉徴収票記載の「控除対象扶養親族」等の状況が変わりました。どうしたらよいですか。

A4 年の途中で扶養親族が増えたり、扶養親族の状況が変わったりして、扶養親族等申告書の記載した内容から変更がある場合は、所得税および復興特別所得税の過不足分を精算するため確定申告が必要となる場合があります。最寄りの税務署にご相談下さい。

Q5 令和 6 年分の源泉徴収票の電子交付はできますか。

A5 都共済の「マイナ手続きポータル」にご登録された方は、電子交付を受けることができます。ご利用については、8 ページをご覧ください。

Q6 死亡した年金受給者について、準確定申告のための源泉徴収票は送付されますか。

A6 準確定申告のための源泉徴収票は死亡を把握したときから 1～2 か月後に発行しています。

お手元に届かない場合は、共済組合にメール等でご連絡いただければ、お送りします。

都共済ホームページに、「公的年金等の源泉徴収票に関する Q&A」を掲載していますので、あわせてご覧ください



年金と確定申告について

退職・老齢を支給事由とする年金は、「雑所得」として所得税が課税されますので、一定額以上の年金を受給されている方は、受給のたびに所得税が源泉徴収されています。

年金は年末調整を行うことができないため、源泉徴収された所得税額の過不足を精算する場合には、所得税の確定申告を行うことになります。

次に該当される方は、ご自身で「確定申告」をする必要があります。

○ 確定申告の対象となる方

令和6年中の年金収入の合計が400万円以下で、かつ公的年金等以外の所得金額が20万円を超える方

令和6年中の年金収入の合計が400万円を超える方

税務署で
確定申告

※令和6年中の公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の申告を省略することができます。

※所得税の源泉徴収の対象とならない公的年金等(外国で支払われる年金)の支給を受ける方は、確定申告書の提出が必要です。詳しくは、お近くの税務署にお問い合わせください。

○ 確定申告により税の還付を受けられる可能性のある方(例)

◆税控除の対象となる社会保険料等を支払った方

◆申告書提出後、扶養親族に変更があった方

※扶養親族がお亡くなりになった場合でも、その年については控除を受けられます。

◆10万円(注)を超える医療費を支払った方

(注) その年の総所得金額等が200万円未満の方は、総所得金額等の5%の金額

◆年の途中から年金の支給が開始され、その他の所得がない方

※公的年金以外の所得金額が20万円以下で所得税の確定申告を省略できる場合であっても、住民税の申告が必要となる場合があります。詳細は、お住まいの区市町村住民税担当課にお問い合わせください。

確定申告については、お近くの税務署にお問い合わせください。
国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>



年金の源泉徴収税額(1回の支給当たり)の計算例

源泉徴収票の税額は1回の支給期ごとに計算・徴収した合計ですので、年間の総支給額で計算した場合は必ずしも一致しません。

[事例1] 1回の支給金額 287,000円、65歳以上、扶養親族なしの場合
(扶養親族等申告書を提出しない場合も同様)

① 控除額を計算します。

控除額 = (基礎的控除額 + 人的控除額) × 月数 (その支払計算の基礎となった期間月数)

・基礎的控除額 $143,500 \text{円} \times 25\% + 65,000 \text{円} = 100,875 \text{円}$

↑ (支給年金額の1カ月分の金額 (287,000円 ÷ 2))

→ 135,000円未満のため、135,000円が基礎的控除額になります。

・人的控除額 なし (扶養親族等を申告した場合は控除されます。)

・控除額 $(135,000 \text{円} - 47,500 \text{円}^{\text{注}}) \times 2 \text{か月分} = 175,000 \text{円}$

注：47,500円は老齢基礎年金が発生している者に係る調整控除額(所得税法施行令第319条の6)。

② 源泉徴収税額(所得税及び復興特別所得税)を計算します。

源泉徴収税額 = (定期支給期の支給年金額^(※) - 控除額) × 5.105%

※年金から社会保険料が徴収されている方については、社会保険料を差し引いたものが「定期支給期の支給年金額」となります。

$(287,000 \text{円} - 175,000 \text{円}) \times 5.105\% = 5,717.6 \Rightarrow 5,717 \text{円}$

→ 1回の支給につき5,717円が源泉徴収税額となります。

[事例2] 1回の支給金額 287,000円、65歳以上、扶養親族等申告書を
「一般の控除対象配偶者がいる」で提出

① 控除額を計算します。

控除額 = (基礎的控除額 + 人的控除額) × 月数 (その支払計算の基礎となった期間月数)

・基礎的控除額 $143,500 \text{円} \times 25\% + 65,000 \text{円} = 100,875 \text{円}$

↑ (支給年金額の1カ月分の金額 (287,000円 ÷ 2))

→ 135,000円未満のため、135,000円が基礎的控除額になります。

・人的控除額 32,500円 (一般の控除対象配偶者)

・控除額 $(135,000 \text{円} - 47,500 \text{円}^{\text{注}} + 32,500 \text{円}) \times 2 \text{か月分} = 240,000 \text{円}$

注：47,500円は老齢基礎年金が発生している者に係る調整控除額(所得税法施行令第319条の6)。

② 源泉所得税額及び復興特別所得税を計算します。

源泉徴収税額 = (定期支給期の支給年金額 - 控除額) × 5.105%

$(287,000 \text{円} - 240,000 \text{円}) \times 5.105\% = 2,399.35 \text{円} \Rightarrow 2,399 \text{円}$

→ 1回の支給につき2,399円が源泉徴収税額となります。

※令和6年中に支払われた年金については、「復興特別所得税」として源泉所得税の額の2.1%相当額が加算されています。

[参考] 令和6年控除額の一覧（月額）

	区分	内容		控除額
基礎的控除額	年齢 65 歳以上の人	支給年金金額の月割額 × 25% + 65,000 円 (計算額が 135,000 円未満の場合には、135,000 円)		
	年齢 65 歳未満の人	支給年金金額の月割額 × 25% + 65,000 円 (計算額が 90,000 円未満の場合には、90,000 円)		
人的控除額	受給者本人に関するもの	障害者に該当する場合	一般の障害者	22,500 円
			特別障害者	35,000 円
		寡婦又はひとり親に該当する場合	寡婦	22,500 円
			ひとり親	30,000 円
	源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族に関するもの	源泉控除対象配偶者がいる場合	一般の控除対象配偶者 (70歳未満で年間所得見積額が95万円以下または70歳以上で年間所得見積額が48万円超95万円以下)	32,500 円
			老人控除対象配偶者 (70歳以上で年間所得見積額が48万円以下)	40,000 円
		控除対象扶養親族がいる場合(16歳以上)	一般の控除対象扶養親族 1人につき	32,500 円
			老人扶養親族 1人につき(70歳以上)	40,000 円
			特定扶養親族 1人につき(19歳以上23歳未満)	52,500 円
		源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が障害者に該当する場合 (障害者に該当する場合の控除は、16歳未満扶養親族である場合においても適用されます。)	一般の障害者 1人につき	22,500 円
特別障害者 1人につき	35,000 円			
同居特別障害者 1人につき	62,500 円			

令和7年分扶養親族等申告書の再発行について

令和7年分扶養親族等申告書を提出した方が、申告書提出後に申告内容に変更が生じ、修正を希望される場合は、扶養親族等申告書を再発行しますので、下記連絡先までご連絡ください。

- 再発行受付期間は、令和7年2月28日（金）まで
提出期限は同年3月7日（金）【都共済必着】です。

なお、申告内容の変更により、所得税の過不足が生じた場合は、令和8年2月頃の確定申告により精算をお願いいたします。

年金課へのご連絡・お問い合わせについて

- 電話番号【ナビダイヤル】(0570) 03-4165 (※1※2)
受付時間 平日 8時30分から17時30分まで
※1 ナビダイヤルへは、携帯電話からご利用いただけますが、各携帯電話の無料通話分の対象外となります。
※2 IP電話、一部携帯電話、海外からの通話は受け付けできません。
・月曜日など休日明けの午前中や、定期支給日の前後一週間は、電話が集中するため、大変つながりにくくなります。つながらない場合は、週の後半など比較的つながりやすい時間におかけください。
・本人確認のため、「8596」で始まる年金証書記号番号または基礎年金番号をお知らせくださいますようお願いいたします。
・ご相談等の内容は、電話対応の品質向上のため録音させていただきますので、ご了承ください。
- Eメールアドレス：S9000063@section.metro.tokyo.jp
・メール本文に、以下を記載していただきますようお願いいたします。
①年金受給者の氏名 ②年金証書記号番号または基礎年金番号
③連絡の取れる電話番号 ④お問い合わせ内容
(右側のQRコードをスマートフォンで読み込むとメールアドレスの入力が省略できます。)



マイナポータルと連携した 年金に係る確定申告のご案内

年金課
年金システム担当

公的年金等の源泉徴収票の発行対象となる方については、都共済の「マイナ手続きポータル」へ利用登録を行うことで、源泉徴収票の電子交付を受けることができます。本サービスはマイナポータルと連携しており、取得した源泉徴収票データにより、e-Tax（国税電子申告・納税システム）における確定申告書の作成を容易に行うことができます。是非ご活用ください。

詳細は、東京都職員共済組合ホームページをご参照ください。

※確定申告及び e-Tax については、国税庁ホームページをご参照ください。

※本サービスのご利用には、マイナンバーカードが必要になります。

東京都職員共済組合ホームページ

<https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/nenkin/nenkintetuduki/kakuteishinkoku/post-206.php>



本件に関するお問い合わせ

tokyosai_e_shishobako@section.metro.tokyo.jp

(右側の QR コードをスマートフォンで読み込むとメールアドレスの入力が省略できます。)



四季の宿 箱根路開雲

宿泊プランのご案内

箱根七湯を代表する箱根湯本の温泉と四季折々の旬の食材を使ったオリジナリティあふれるお料理をお楽しみください。

四季の宿「箱根路開雲」

運営：箱根 一の湯グループ

〒250-0311 神奈川県足柄下郡箱根町湯本521-4
アクセス：箱根湯本駅から箱根湯本温泉旅館送迎バス（電通りAコース）
ホームページ：<https://www.ichinoyu.co.jp/kaiun/>

開雲HPは
こちら



【ND-2502-01】

1泊2食付 人気のスタンダードプラン

宿泊期間：2025年2月1日(土)～2025年4月30日(水)

箱根路開雲ならではの創作和食をお楽しみください。温泉の後は「ゆっくり、のんびり、ほっとする」美味しい宴。人気のしゃぶしゃぶを是非ご賞味ください。

料金表	2名1室	3名1室	4名1室
日～金曜日	¥16,100	¥14,670	¥13,350
土曜・休前日	¥21,490	¥18,740	¥16,100

(消費税・入湯税込)



画像はイメージです

【ND-2502-02】

豪華舟盛付 1泊2食付グルメプラン

宿泊期間：2025年2月1日(土)～2025年4月30日(水)

スタンダードプランに、海の幸満載の「舟盛り」が付いたお食事プランです。姿造りを盛り込んだ舟盛はテーブルを一層、華やかにします。(2・3泊目はお刺身ではない内容へ変更となります)

料金表	2名1室	3名1室	4名1室
日～金曜日	¥19,400	¥17,970	¥16,650
土曜・休前日	¥24,790	¥22,040	¥19,400

(消費税・入湯税込)



画像はイメージです

準組合員様がお申込みの場合、同伴者も準組合員料金でご利用になれます。詳細はお問い合わせください。
遺族共済年金の受給者の方につきましては一般料金のご案内となります。
東京都職員共済組合員の退職者の方は、共済施設利用証のご提示をお願いいたします。

平日利用がお得!

令和7年1月及び2月の月～木(ただし2月10日・11日を除く)にご宿泊の組合員様を対象に1,000円または2,000円の館内利用券が当たる抽選を実施いたします。
この機会に比較的予約しやすい平日のご利用をお待ちしております。

※上記料金は、一般室をご利用時、大人1名様1泊2食付の料金(消費税・入湯税込)です。

※チェックイン15:00/チェックアウト10:00 ※キャンセル料は4日前から発生いたします。

※お子様料金は施設へお問い合わせください。 ※お食事は季節によって内容が変わります。

ご予約の ☎ 0460-85-6678 受付時間：9時～18時
お問合せ ✉ kaiun@ichinoyu.co.jp

※「共済施設利用証」は東京都職員共済組合の組合員期間が10年以上の方に送付しています。詳しくは東京都職員共済組合事業部厚生課(TEL:03-5320-7386)にお問い合わせください。

送る 迎える 懐かしい顔が集う 春のお集まりをアジュール竹芝レストランがおもてなし

ベイサイドホテル アジュール竹芝レストラン 春のお食事のご案内

2025.3/1(土)
~5/31(土)

竹芝埠頭の夜景・レインボーブリッジを眼下に望む春のディナー

春の カジュアル・ フレンチディナー

オーシャンビュー
レストラン
Bright Coast
-ブライトコースト-

- Menu
- ・春香る前菜
 - ・本日のスープ
 - ・季節の素材で彩るサラダ
 - ・春のお魚料理
 - ・国産牛のグリル
 - ・Brightシェフオリジナルデザート 等 計7品

20% OFF!

お一人様 税込 **8,470円** (税抜 7,700円)

組合員・準組合員様特別価格

お一人様 税込 **6,776円** (税抜 6,160円)



Bright Coast限定!!

年度末
特典!

3/31までの
ご利用のお客様全員に
”乾杯シャンパン”

グラス一杯
プレゼント!!

特別な日・大切な記念日にも是非。
非日常の夕べをどうぞごゆっくり。
※要事前予約 3日前まで / 大人2名様より

個室で語らう春のひと時

おまかせ会席 漣・さざなみ

春のおもてなし箱膳

他のお客様に気兼ねなく...
個室ご利用2時間無料



お一人様 税込 ~~6,600円~~ (税抜 6,000円)

20% OFF!

組合員・準組合員様特別価格

お一人様 税込 **5,280円** (税抜 4,800円)

今日の集いを一層賑やかに!

こちらも特別価格!

ビール・焼酎・日本酒・ワイン 他 2時間飲み放題プラン



お一人様 税込 ~~+2,750円~~ (税抜 2,500円)

お一人様 税込 ~~+2,200円~~ (税抜 2,000円)

お品書き

- ・口取り 春の旬菜
- ・季節の天婦羅
- ・旬の鮮魚三種盛り
- ・春香る小鍋と土鍋ご飯

ご家族・お孫様のお祝いなどのお集まりにもどうぞご利用ください。
※要事前予約 5日前まで / 大人4名様より

〒105-0022 東京都港区海岸1-11-2 ベイサイドホテル アジュール竹芝

BAYSIDE HOTEL
AZUR
takeshiba

21階

オーシャンビューレストラン Bright Coast -ブライトコースト-
ディナー 17:00~22:00 (最終受付 20:00)
※毎週月曜・火曜は定休 / 祝日は営業

3階

おまかせ会席 漣・さざなみ
11:00~22:00 (最終受付 20:00)

※仕入れ等の都合により当日のご提供内容を一部変更する事がございます。※写真はイメージです。
※表記の金額にはサービス料が含まれております。

Bright Coast

おまかせ会席
漣・さざなみ

ご予約・お問合せ

03-3437-2320 受付時間
11:00-18:00

www.hotel-azur.com

アジュール竹芝

AZR0013/24,11

令和7年度分の間人ドック予約受付を開始しています。

令和7年度の間人ドック受診の予約受付は令和7年2月1日(土)から開始しています。

毎年4～5月は、ご希望の日時の予約が比較的取りやすくなっています。

4～5月は、退職者(準組合員の方)は、特別(割引)料金が適用になります。レディースデー(女性のみが受診できる日)も設定する予定です。当日の婦人科・乳房検査は原則女性医師・女性検査技師が対応します。ご予約・料金につきましては、健診センターに電話でお問合せください。

アジュール竹芝の
人間ドック受診は
4～5月がおすすめ!

(注) 準組合員とは、都共済の組合員期間を10年以上有した方で、組合から年金の支給を受けている方です。

アジュール竹芝総合健診センター

TEL: 03-3437-2701 (直通)
平日 8:30～16:30 土曜 8:30～14:00

〒105-0022 東京都港区海岸1-11-2

URL: <https://takeshiba-azur.net>

東京都職員共済組合 シティ・ホール診療所

東京都庁第二本庁舎 17階 北側

問い合わせ先 **03-5320-7358** (受付)

診療科: 内科・外科(整形外科)・皮膚科・眼科・耳鼻咽喉科・歯科口腔外科
受付時間: 午前 8:45～11:00 / 午後 0:30～3:45



※ 各診療科の紹介や診療日程、休診情報等はホームページに掲載しています。

広告

東京消防庁のご退職者の皆さまへ

自動車保険・火災保険の団体扱割引があります!!

建物や家財を守るために!
団体扱年一括払だと**約14%割引**
台風や水災の備えも火災保険で!
地震の補償もしっかり付帯を!

愛車の自動車保険
大口団体扱年一括払だと**約26%割引**
※大口団体扱割引22.5%、団体年一括払割引5%
算式: $100 \times [1 - \{(1 - 0.225) \times (1 - 0.05)\}] = 26.3\%$
事故対応は**24時間365日**
事故サポートセンター(0120-256-110)

- 東京消防庁の退職者対象の自動車保険は、福利厚生制度の一環として大口団体扱割引率が適用され、一般のご契約より割安な保険料でご加入いただけます。
- 自動車保険の大口団体扱割引率は、大口団体扱増引制度により、団体扱自動車保険の「ご契約台数」と「損害率」に応じて毎年算出され、変動する場合があります。
- 自動車保険の大口団体扱割引率は、保険始期が2025年1月1日～2025年12月31日のご契約に適用されます。
- 火災保険の団体扱大口割引率は、2024年4月1日～2025年3月31日のご契約に適用されます。地震保険料には、上記割引は適用されません。
- このチラシは概要を説明したものです。詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

完全キャッシュレスです。

退職後も、現金不要でお手続可能です。
(ご指定の口座からの引き落としとなります。)

(引受保険会社)



損害保険ジャパン株式会社

公務文教営業部東京公務課

(受付時間: 平日午前9時～午後5時まで)

(土・日・祝日はお休みとさせていただきます。)

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL: 03-3349-5415 FAX: 03-6388-0163

承認番号: SJ24-10219 2024/11/13

お問合せ先 <取扱代理店>



有限会社 報 恩 会

(受付時間: 平日午前9時～午後5時まで)

〒101-0041 (土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

東京都千代田区神田須田町1-34-4神田クロウビル5F

TEL: 03-5207-2371 FAX: 03-5207-2372

フリーアクセス ひかりワイド: 0120-916-528

<https://www.hoonkai-sompo.co.jp/>

《 東京都弘済会のページ 》



東京都弘済会がご紹介する「SOMPOケア」
介護付ホーム・サービス付き高齢者向け住宅のご案内！ 介護のこと考えてみませんか

会員の皆さまへの2大特典!!

特典1

毎月の家賃相当額から3%を割引いたします
前払金プランの場合、前払金の3%を割引



特典2 介護に関するお困りごと

相談無料 SOMPOケアへお繋ぎいたします



健康維持と介護予防

資料送付ご依頼の方へ
「健康維持と介護予防」
無料プレゼント

ご注意
・インターネットの比較情報サイトや紹介事業者などから弊社施設の見学予約を行っている場合は対象外となります。
・弊社施設へ初めてご入居される方を対象としており、既にご入居されている方は対象外となります。
・その他の割引制度との併用はできません。
・デイサービス、ショートステイなど入居以外のサービスは対象外となります。
・一部優待対象外の施設がございます。
・掲載内容については、予告なく変更する場合がございます。

～介護のご相談・施設見学予約～ まずはお気軽にお問い合わせください
一般財団法人東京都弘済会 保険課 電話 0120-71-5081

楽しく歩いて人生100年

駒沢公園歩こう会 駒沢公園内を街道に見立てて楽しく歩きましょう 東海道五十三次・中山道六十九次

- ・実施日：毎月第1・第3土曜日、第2・第4水曜日 8:30～11:30
- ・休み期間：7月と8月、12月第4水曜日と1月第1土曜日
- ・入会金：500円（税込）、年会費はありません。
- ・街道の宿場を通過するごとに、宿場の「版画カード」を差し上げます。
- ・京都到達時には記念品を差し上げます。



山や、まちを楽しく歩こう(令和7年2月から順次募集)

いきいきトレッキングクラブ(各回10名程度)

東京の低山や丘陵を歩きます

令和7年4月実施予定 高尾山(1号路)

令和7年5月実施予定 御岳山

東京まち見学会(各回30名程度)

東京の魅力を伝える注目スポットを見学します

令和7年4月実施予定 木場から門前仲町

令和7年6月実施予定 目黒の寺社

東京健康増進歩こう会(各回30名程度)

まち歩きを楽しみながら健康づくりを行います

令和7年5月実施予定 中山道の宿場 板橋

令和7年6月実施予定 護国寺から早稲田

春の「いきいき寄席」(700名程度)

三遊亭鳳楽一門 出演予定

令和7年5月30日(金) 於たましんRISURUホール

事業の詳細・申込方法等はホームページをご覧ください。(応募者多数の場合は抽選となります。)

一般財団法人 東京都弘済会 公益事業課 中央区湊1-12-11 電話 03-3551-1101



特別区 自動車保険のご案内

お問い合わせは共済企画センター Tel.0120-881-973

特別区職員互助組合の
団体級自動車保険は、
一般契約年一括払で
ご加入いただくより

ディーラーで自動車保険に
加入されている方へ
互助組合の団体級自動車保険の
取り扱いができるディーラーが
(自動車販売会社)



24%
割安

**保険料は
口座振替!**

(保険始期月の
3か月後に)
年一括払

**増えて
います!**

「特別区職員互助組合の団体級
が使えますか?」と聞いていただ
ければ、保険料が安くなるかも

●この制度は特別区職員互助組合の準組合員資格を有する方が対象です。●団体級契約としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が引受保険会社の定める条件を満たす場合のみとなります。●このご案内は概要です。詳細は、共済企画センターまたは引受保険会社までお問い合わせください。引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社 他 ※団体級割引20%は、保険開始日が2024年4月1日～2025年3月31日の間にある団体級契約に適用。団体級割引増率は、特別区団体級自動車保険の「ご契約台数」と「損害率」に応じて毎年算出され変動する場合があります。 ※2024年度団体級割引20%と団体級年一括払による割引15%が適用(団体級年一括払の割引は、申込書および保険証券には記載されません)。 SJ24-04481・2024/7/12



お問い合わせ
【取扱代理店】
共済企画センター

特別区職員互助組合団体契約損害保険指定代理店
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館15階
TEL.0120-881-973 (受付時間：平日9:00～17:00)
共済企画センターのホームページはこちら！ →

スマホはこちら



(一財)東京都人材支援事業団の 退職会員の皆さまのための 特別な自動車保険

新規見積もり キャンペーン実施中!

「ネットからの見積もり依頼」でもれなく **デジタルギフト** を進呈中! *一部地域を除きます。

*なお、同一のお客様に配布可能なデジタルギフトの金額に制限がございますので、詳細は取扱代理店までお尋ねください。

見積り依頼はこちら
東京エイドセンターHPもご覧ください。



POINT1 デジタルサービス*1が充実

- ◆Webで手続き
- ◆ドラレコ見守りサービス
- ◆自動事故報告
- ◆運転技能診断

*1 商品・サービス内容や割引の正式名称・適用条件・割引率(縮小含む)などは保険会社によって異なります。

**POINT2 東京エイドセンターならご退職後も
東京都人材支援事業団退職会員になることにより、
継続して団体級割引約24%が適用
されます。**

皆さまがお持ちの無事故割引に加えて **約24%割安**

ご家族*2自動車保険も加入できます。

- 団体級割引20%適用。
- 団体級年一括払は一般契約年一括払に比べて5%割安です。

*2 配偶者(配偶者には内縁の相手方および同性のパートナーも含みます。)*および同居のご親族(別居の扶養親族を含みます。)*がお持ちの自動車もご契約いただけます。

*団体級割引率は、東京都人材支援事業団団体級自動車保険の「ご契約台数」と「損害率」に応じて毎年算出され変動する場合があります。上記団体級割引は2024年4月1日～2025年3月31日までに保険期間を開始する契約に適用できます。 *団体級契約としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者、お車の所有権が引受保険会社の定める条件を満たす場合のみとなります。 *詳細は東京エイドセンターまでお問い合わせください。 *一部共済のノンフリート等級(無事故による割増引)は継承できません。 *このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容につきましては「ご契約のしおり(約款)」【重要事項等説明書】などをご覧ください。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

「自動車保険」のお問い合わせは
東京エイドセンター自動車保険部
0120-615-810 受付時間
平日9:00～17:00

現職でも 退職後でも 安心のサポート
(一財)東京都人材支援事業団指定幹事損害保険代理店

東京エイドセンター
〒163-0943 東京都新宿区西新宿2-3-1 新宿モリス16F

(引受保険会社)損害保険ジャパン(株)、東京海上日動火災保険(株)、三井住友海上火災保険(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)、共栄火災海上保険(株)、楽天損害保険(株)、日新火災海上保険(株)、AIG損害保険(株)
S123-12718(2024/1/9) 23TC-007317(2024年1月作成)

共済組合年金課からのお願い

年金課に電話をおかけになる場合、以下の時期・時間帯は、電話が大変混雑し、つながりにくくなることがあります。下記、年金課メールアドレスを活用したお問い合わせにご協力くださいますようお願いいたします。
また、メールでのお問い合わせの際には「8596」で始まる年金証書記号番号、氏名、連絡先電話番号の記載も合わせてお願いします。

年金課メールアドレス：S9000063@section.metro.tokyo.jp

(右側のQRコードをスマートフォンで読み込むとメールアドレスの入力が省略できます。)



電話が混み合う時間・時期等

- 月曜日など休日明けの午前中、平日の12時から13時まで
- 年金支給日の前後 (偶数月の9日～16日頃)
- 「年金支払通知書」等の通知書を発送する時期 (毎年6月上旬から中旬)
- 「公的年金等の扶養親族等申告書」 手続期間中 (毎年9月下旬から10月下旬)
- 「公的年金等の源泉徴収票」の発送から確定申告時期 (毎年1月中旬～3月中旬)

こんなときは必ずご連絡ください！ (0570) 03-4165
受付時間 平日8時30分から17時30分まで

お問い合わせの際は、**年金証書記号番号**をご用意ください。

- 年金受給者が死亡したとき
- 電話番号が変わったとき
(緊急時のご連絡ができず、大変ご迷惑をおかけしてしまう可能性がございます。日中、連絡のとりやすい番号をご登録ください。)
- 外国に居住するとき・外国で転居したとき・日本に居住地を戻したとき
- 再就職したとき (公務員への再就職、国会・地方議会議員になったとき)
- 年金受給者の所在が1か月以上明らかでないとき
- 「年金加入期間確認通知書」が必要なとき
- 受取金融機関を変更したいとき
(変更処理には多少の時間を要しますので、新しい口座に年金が振り込まれたことを確認するまで、それまでの口座は解約しないようお願いいたします。)
- 遺族年金・通算遺族年金・遺族厚生(共済)年金を受給している方が婚姻したとき
(事実上の婚姻関係に入ったときを含みます。)
- 65歳未満で退職共済年金または老齢厚生年金(公務員厚年)を受給している方が、雇用保険法による失業給付の申込みをしたとき(※)や高年齢雇用継続給付を受けるとき(※)65歳未満で失業給付を受けると、退職共済年金(職域年金相当分は除く)や老齢厚生年金は、その全額が支給停止になります。
- 加給年金額の対象となっている方に、離婚・養子縁組・死亡等の異動があったとき
- 加給年金額の対象となっている配偶者(厚生年金加入期間20年以上)が、新たに年金を受給することになったとき
(国民年金の老齢基礎年金を受給する場合を除きます。)
- 障害共済年金もしくは障害厚生年金の障害等級が1級・2級の方が、新たに加給年金額対象者に該当する配偶者や子を有したとき

◆ 介護施設等に移られるなどで、住民票上の住居を不在にされる場合は、郵便局へ転送届をご提出ください。

共済組合ホームページ

Q&A 年金情報 保養施設案内等

インターネットURLは、<https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/>



ねんきんだより No.141 令和7年1月31日発行 登録番号(5) 17

東京都職員共済組合事務局年金保険部 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎北塔39階
0570-03-4165【ナビダイヤル】受付時間 平日8時30分から17時30分まで

印刷所/富沢印刷株式会社

